

新型コロナウイルス感染症の影響に対応する経営支援制度 資金面の支援

資金繰り支援

●金融機関での融資利用 国連携新型コロナウイルス

感染症対応貸付

静岡県の制度融資で、国と連携した
無利子・無担保・据置最大5年の
融資。

※…既存の経済変動対策貸付
(新型コロナウイルス感染症対応枠)
も利用可能(県の保証料補助なし)。

詳細について、お取引先の銀行・
信用金庫等に直接確認して頂く
か、商工会から金融機関に取次
をします。

別枠信用保証枠

- ・セーフティネット保証4号・5号
- ・危機関連保証

+

国の利子補給・信用保証料補助

- ・融資限度額 4,000 万円
- ・売上減が
(個人事業者)▲5%以上
(小・中規模事業者)▲15%以上
の場合、利子(1.90%)の全部を
3年間補給し、保証料もゼロ

●日本政策金融公庫(国民生活事業)

商工会で相談・申込受付、融資斡旋を行います

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資)

商工会から融資の推薦を行う無担保・無
保証人・低利の融資制度です。

通常のマル経(上限 2,000 万円)

- ・利率 1.21%(6月18日現在)
- +富士市の利子補給制度
(当初2年間、0.5%相当分補給)

さらに

+

売上が前年(前々年)比 5%以上減少の場合

新型コロナウイルス対策マル経

- ・通常マル経と別枠で 1,000 万円
- ・通常マル経金利から、
3年間 0.9%引下げ+富士市利子補給
により、当初3年間実質利率 0%

新型コロナウイルス感染症特別貸付

・売上が前年(前々年)比 5%以上減少の場
合、基準金利 1.36%から当初3年間利率
を 0.9%引き下げます(→0.46%)。

- ・売上減▲15%以上の小規模法人
- ・小規模個人事業主(要件なし)
の場合、特別利子補給(実質無利子)適用。

持続化給付金

感染症拡大により特に大きな影響を受けた事業者
に対し、事業の継続を下支えし、再起の糧として
活用するため給付され、事業全般に広く使えます。

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上
が前年同月比で 50%以上減少している事業者。

■給付額上限

中小法人等 200 万円 個人事業者等 100 万円

昨年1年間の売上減少分と、この上限額を比べ、少ない額の
ほうが給付額上限になります。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)
- (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【計算例】ある個人事業者の昨年(2019年)の年間売上額が
300 万円で、昨年4月売上 30 万円に対し今年4月売上が
13 万円に減少した場合、売上減少分の計算は下記のとおり。
300 万円-(13 万円×12ヶ月)=144 万円
しかし上限 100 万円を超える
ため、給付額は 100 万円。

商工会では、給付金申請に関する
相談に適宜対応して参ります。

■商工会が確定申告サポートを行
った個人事業者の方について、
給付金申請に必要な令和元年
分確定申告書控(税務署收受
印有)を保管していますので、商
工会にお問い合わせください。

持続化給付金の申請は、
電子申請により行います。
スマートフォンをお持ちの方
は、右 QR
コードから
申請ページ
に入ります。



<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

裏面で、経営・雇用環境整備
の支援策をご紹介します。

新型コロナウイルス感染症の影響に対応する経営支援制度 経営・雇用環境整備支援

●雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により生産指標(生産量、売上高等)が前年同期より**一定程度**減少し、一時的に休業する場合、従業員の**雇用維持**を図ることを条件に、**休業手当・賃金等の一部を助成**する制度です。**※…雇用保険の適用事業所であることが要件になります。**

(原則の助成率) 中小企業 2/3 (大企業 1/2)
 (原則の支給限度日数) 1年間で100日

特例措置 助成率を、中小企業 4/5 (大企業 2/3) に増加

(解雇等を行わない場合は、**中小企業 10/10** (大企業 3/4)に更に増加)

- ・日額上限額を 8,330 円から 15,000 円に増額
- ・休業等実施計画届の提出を不要とする
- ・売上減の確認対象期間を 3 カ月から 1 カ月に短縮
- ・生産指標減少要件を緩和(10%以上減少→5%以上減少)
- ・支給限度日数に緊急対応期間(4月1日～9月30日)中の休業日数を追加

・雇用保険被保険者でない従業員(1週間の所定労働時間が20時間未満)の休業手当についても、**緊急雇用安定助成金**により助成されます。

■富士市内事業者の相談・申請先

(下記のどちらでも相談できます)

- ・静岡労働局 雇用調整助成金センター
電話 054-653-6116
- ・ハローワーク富士 電話 0545-51-2151

※…小学校等に通う子どもの世話をしている従業員が、小学校等の休業に対応するため休暇を取得した場合について、**小学校休業等対応助成金**を活用できる場合があります。

●各種納付猶予措置

- ・厚生年金保険料等の猶予制度 (富士年金事務所に「換価の猶予申請書」を提出)
- ・国税(申告所得税、法人税、消費税等)、地方税(固定資産税等)に関する柔軟な対応
- ・労働保険料等の申告期限・納付期限 (年度更新期間)について令和2年8月31日まで延長

表面で、資金面の支援策をご紹介します。

●経営力強化支援

小規模事業者持続化補助金が、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経営力強化のために活用可能です。

- ・補助額上限 50万円 ・補助率 2/3
- ・締切 10月2日(金) (2月にも公募予定)

補助額上限100万円の<コロナ特別対応型>の募集もあります
 (8月7日(金)締切 詳細は商工会にお問い合わせください)

飛沫防止対策など、所定の要件を満たす感染防止取組を行う場合に、補助額の上乗せ措置(補助上限50万円 補助率10/10)があります。

- ・小規模企業経営力向上事業費補助金
(静岡県の補助金 上限50万円 補助率2/3 7月10日(金)締切)
- ・ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)
- ・IT導入補助金 等も活用可能です。

新型コロナウイルス感染症拡大に対し、中小企業・小規模企業の経営安定を図るため、現在、国、県、市が経営支援策を日々拡充しています。

各制度の最新情報について国、県、市

の新型コロナウイルス感染症関連サイトから確認できますが、商工会で各種情報を分かり易くお伝えするよう努めて参ります。

経済産業省
 新型コロナウイルス
 感染症関連特設サイト
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>



商工会にお問い合わせください

富士市商工会 電話 0545-71-2358
 URL: <http://fuji-s.or.jp/>
 ・最新情報は Facebook ページ(Web サイト内で表示されています)で適宜お届けしています。

